

## 第4章 活用計画

#### 4-1 基本方針

計5回にわたる梶野公園活用計画ワークショップを通じて市民・行政の協働・合意に基づき得られた梶野公園整備及び開園後の運営管理に関わる基本方針を下図のようにまとめる。

この図では、梶野公園が担うべき基本的役割を中央の円の中に表現し、その周囲を囲む3つの円の中に基本的役割を具体化する方向性を表現している。また、中央の円から飛び出す3つの吹き出しには、既存の自然資源を活かしながら環境にやさしいづくり方をしていく整備方針、市民・行政が協働・合意に基づいて主体的に関わっていく運営管理方針、公園を使いながら諸条件の変化に応じてハード・ソフト両面で対応を図っていく諸課題への対応方針を表現している。

この図は梶野公園内にて永続的に表示し、公園の利用・運営管理に関わる幅広い市民と共有していくこととする。



梶野公園活用計画 基本方針

#### 4-2 基本計画図

計5回にわたる梶野公園活用計画ワークショップを通じて市民・行政の協働・合意に基づき得られた梶野公園整備に関わる地割り（利用の仕方の組み合わせ）、動線（利用する人の動き）、主要施設の配置等の方針を「基本計画図」として次頁図のようにまとめる。



**北側出入口整備の可能性を今後も検討**

- 梶野浄水所に隣接する土地を活用した出入口整備の可能性を今後も検討していきます。

**防災倉庫**

- 防災倉庫の建築面積は最大20㎡内外を想定。
- 倉庫裏の防犯性に配慮し、公共施設(梶野浄水所)に接する場所に配置します。

**備蓄物資の搬出動線**

- 災害時、備蓄物資を近隣の避難所(第三小学校など)に搬出します。

**多目的広場**

- 既存遊具(ブランコなど)を撤去し、既存木を伐らず、ゲートボール1面程度の多目的に使える小広場をつくります。
- 防災倉庫前の荷さばき場所としても活用します。

**既存疎林**

- サクラとイチヨウの林をそのまま活用します。

**緩衝樹木帯**

- 隣接住宅のプライバシーを守り、防火樹木帯としても機能する緩衝樹木帯とします。
- 隣接住宅側に枝などをのばす樹木は枝打ち、間伐します。

**ベンチ**

- 近隣住宅への配慮から人が集う場所は「みんなの広場」のみとします。
- 木陰や原っぱの景色を楽しむベンチを各所に置きます。
- ベンチの周囲に車いすの方が滞在できる場所をつくります。

**園路**

- 原っぱと疎林広場の周囲を巡る8の字型の園路をつくります。
- 車いすを利用する人でも公園を利用できるように硬い舗装の園路を設けます。
- 園路の幅は、2台の車いすがすれ違えるよう2mとします。

**災害時の大型車両動線**

- 災害時、救助救急活動やがれき処理活動などの拠点とするため、原っぱに大型車両の出入りを想定。
- 大型車両の誘導のため、大きな出入口を2ヶ所設けます。
- 出入口には、幼児などの安全性確保と違法駐輪防止のため、車いすを利用する人でも開閉可能な扉を設けます。

**出入口のつくり方**

- 幼児などの安全性確保と違法駐輪防止のため、車いすを利用する人でも開閉可能な扉を設けます。
- 災害避難時への配慮から、施設はしません。
- 公園利用者用の駐車場所を公園の中に設定。違法駐輪の懸念があるため臨機対応可能な形態とします。

**夜間の安全・安心について**

- 東京都「安全・安心まちづくり条例」により夜間における公園内の平均水平面照度3lx以上とします。
- 夜間の安全・安心のため、市民・行政の協働・合意により利用状況等を見ながら整備・運営管理を検討していきます。

**原っぱ**

- 既存原っぱはできる限りそのまま活用します。
- 原っぱの利用条件
  - ①危険性がなく、他の利用と共存できる
  - ②隣接住宅に配慮できる(うるさくないなど)
- 原っぱの生物(昆虫等)に配慮して整備・管理します。

**住宅に接する境界のつくり方**

- 隣接住宅の防犯性への配慮から、管理柵を設けます。
- 原っぱと住宅が接する境界には、防球機能を持たせるため、高さを5m内外とします。

**ののほな花壇**

- 南に面した外周部に、野の花などを主とした植栽地を設け、隣接住宅との緩衝帯とします。

**道路に接する境界のつくり方**

- 違法駐輪への配慮から、生垣などを設けて自転車が入れないようにします。
- 災害時、健常者は生垣などを乗り越えて公園に避難できます。
- 生垣の高さは子どもの目線での安全・安心に配慮して設定します。

**幼児用遊具コーナー**

- 入園前の幼児とお母さん向けに、幼児用遊具(公園の雰囲気合う丸太製の動物など)を設置します。

**トイレ**

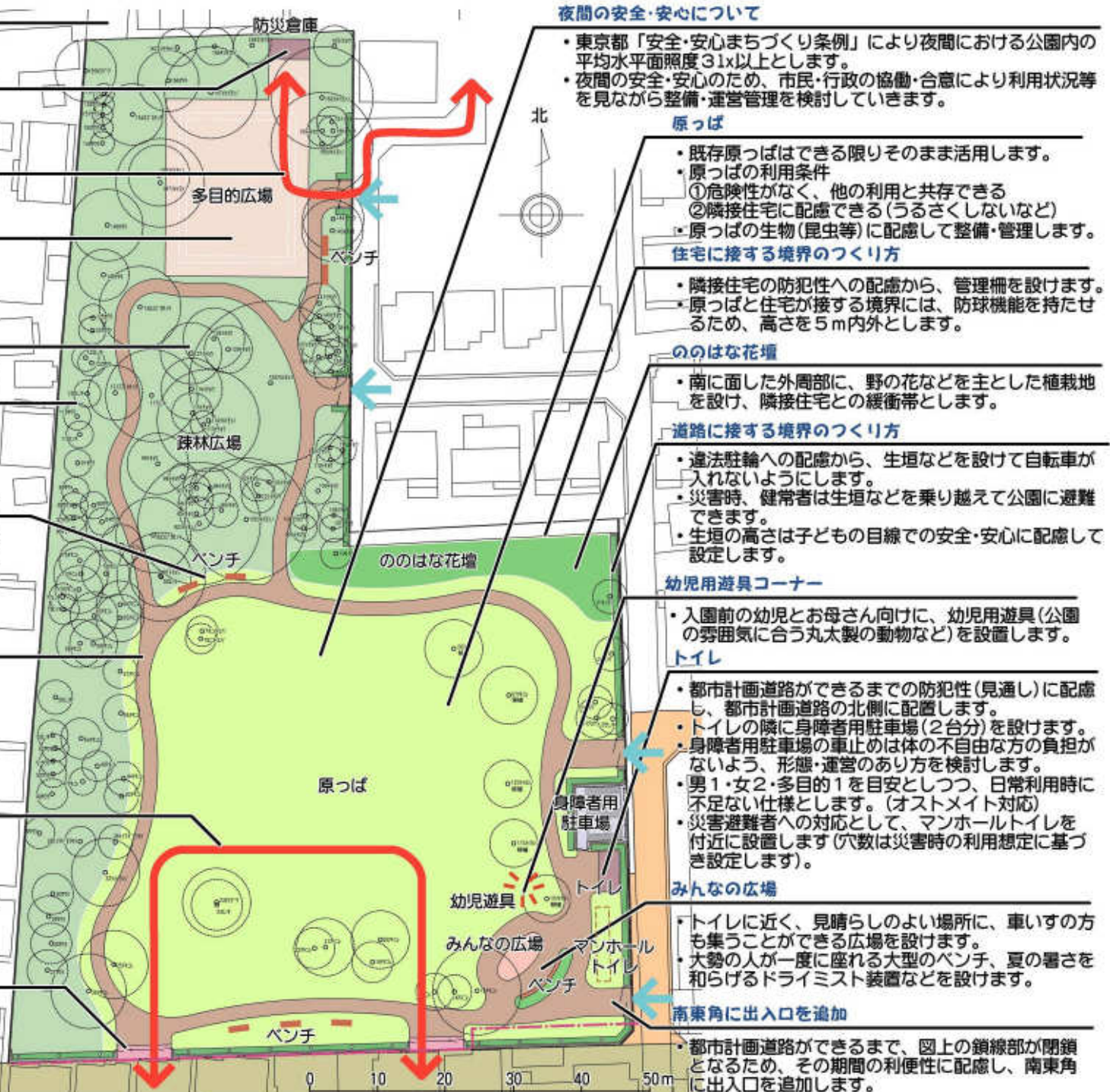
- 都市計画道路ができるまでの防犯性(見通し)に配慮し、都市計画道路の北側に配置します。
- トイレの隣に身障者用駐車場(2台分)を設けます。
- 身障者用駐車場の車止めは体の不自由な方の負担がないよう、形態・運営のあり方を検討します。
- 男1・女2・多目的1を目安としつつ、日常利用時に不足ない仕様とします。(オストメイト対応)
- 災害避難者への対応として、マンホールトイレを付近に設置します(穴数は災害時の利用想定に基づき設定します)。

**みんなの広場**

- トイレに近く、見晴らしのよい場所に、車いすの方も集うことができる広場を設けます。
- 大勢の人が一度に座れる大型のベンチ、夏の暑さを和らげるドライミスト装置などを設けます。

**南東角に出入口を追加**

- 都市計画道路ができるまで、図上の鎖線部が閉鎖となるため、その期間の利便性に配慮し、南東角に出入口を追加します。



### 4-3 今後の課題

身近な防災公園である梶野公園を核として地域における防災連携体制を確立するためには、将来にわたり公園の運営管理に市民が協力し関わっていく体制づくりを通じて、地域コミュニティの活性化を進めていくことが重要である。

梶野公園活用計画ワークショップにおいても、市民・行政が協働・合意に基づいて主体的に運営管理に関わっていくことが活用計画基本方針として定められている。しかし、本ワークショップでは、運営管理の検討段階まで踏み込んだ話し合いがなされたものの、ワークショップを端緒とした市民・行政の協働・合意に基づく取り組みを、今後も継続することの確認まで至っているに過ぎない。

今後も、行政とのパートナーシップを担う主体的な市民組織の立ち上げをめざし、市民による試行活動を引き続き支援しつつ、市民・行政の具体的な関わり方や役割分担、利用上のルール等について話し合いを重ねる必要がある。

また、市民・行政の協働により運営管理している類似公園等を見学し、そこで活躍しているボランティア等とのコミュニケーションを重ねることは、諸課題に対する具体的な解決策を見いだす上で有効である。

さらに、来年度（平成 21 年度）に予定している実施計画（実施設計）においても、市民参加の機会を設け、具体的な設計内容に地域住民の意向を反映させるとともに、公園の運営管理に関して今一度市民の関心を引き寄せることが重要と考えられる。